

ひまわりプラザ 1 階改修業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザは地域子育て支援拠点施設であるとともに、室内公園機能、生涯学習施設機能及び地域コミュニティ機能を有している。この機能を生かし、特に子育て世代を中心に、憩いの場として地域子育て支援拠点施設の機能を充実させ、多くの住民が快適な環境でリラックスできるサードプレイスとなるよう、1 階を改修する。

2 業務の概要・委託内容

- (1) 業 務 名：ひまわりプラザ 1 階改修業務
- (2) 委 託 期 間：契約の日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
- (3) 内 容：ひまわりプラザ 1 階、多目的トイレの改修（別紙）
- (4) 契約上限額：20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※見積書の金額が契約上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格要件

- (1) 広島県内に本店、支店又は営業所等を有する者又は広島県内に事業所はないが、海田町の求めに応じて速やかに業務責任者又は担当者を海田町に来訪させることができる者。
- (2) 本業務において実施する修繕及び改修の内容に応じた、建設業許可を所持していること及び主任技術者を配置することができる者。
- (3) 参加申し込み時点において、海田町の指名競争入札に関する指名除外を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (6) 町との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更に柔軟に対応できる者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 業務実施上の条件
受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

4 実施スケジュール

	項目	日程	提出資料
1	公募開始	令和 8 年 5 月 29 日（金）	—
2	質問書提出期限	令和 8 年 6 月 12 日（金）正午	様式 1
3	質問への最終回答	令和 8 年 6 月 19 日（金）	
4	参加申込書提出期限	令和 8 年 6 月 24 日（水）	様式 2
5	企画提案書の提出期限	令和 8 年 7 月 3 日（金）正午	任意様式
6	参加者プレゼンテーション	令和 8 年 7 月 10 日（金）午後	—
7	受託候補者決定	令和 8 年 7 月 15 日（水）【予定】	—

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年6月12日(金)正午まで
※ 期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メール【himapla@town.kaita.lg.jp】で提出すること。
※ メールの件名は「ひまわりプラザ1階改修業務に関する質問」とすること。
※ 上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答方法 すべての質問・回答を、町ホームページに随時回答する。
回答最終日は令和8年6月19日(金)

6 公募型プロポーザル参加申込書の提出方法

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の必要書類を提出期限までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年6月24日(水)まで
※ 持参、または郵送(郵送の場合は6月17日消印有効)
- (2) 提出先 こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ
〒736-0052 広島県安芸郡海田町南つくも町11番16号
- (3) 必要書類 ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式2)【原本1部】
② 会社概要及び類似業務の主な実績(様式は任意)【1部】
- (4) 参加資格の確認 提出された書類により参加資格を確認し、その結果を随時通知する。
- (5) 通知方法 参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。
- (6) 参加資格の取消 提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。
- (7) 参加申込の取下 参加資格を取り下げる場合は、公募型プロポーザル参加申込書取下願(様式3)を提出すること。なお、参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

7 企画提案書の提出方法等

6により参加資格が確認された者は、次により企画提案書を提出するものとする。なお、企画提案書は各者1案とする。

- (1) 提出期限 令和8年7月3日(金)正午まで
- (2) 提出先 こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ
メールアドレス: himapla@town.kaita.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールによる
- (4) 提出書類 ① 企画提案書(任意様式、パワーポイント等10ページ以内)
※ 企画提案書の基本構成は次の通りとし、貴社の考え方を分かりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめること。
 - ・平面図(備品配置図)
 - ・イメージパース
 - ・設置備品(椅子・机等)の具体的なものがわかるもの(カタログ等)
 - ・その他、床、壁などのデザインやイメージがわかるもの② 業務スケジュール(任意様式)
③ 業務実施体制図及び担当者実績表(任意様式)
④ 見積書(任意様式)
※ 積算根拠を明記すること。
- (5) その他
 - ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ・ 提出期限後の提案書の変更は認めない。
- ・ 提案者を特定することが出来る内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないこと。（プレゼンテーションについても同様とする）

8 審査方法

(1) 参加者プレゼンテーション

- ・ 「ひまわりプラザ1階改修業務委託者選定審査基準」により選定委員が企画提案書及びプレゼンテーションに基づいて評価する。
- ・ 町の求める水準（選定委員合計の満点に対する60%）を超えた参加者の中で、参加者ごとに選定委員の点数を合計し、得点の高い参加者から順位付けをする。
- ・ この順位付けに基づき、選定委員会で受託候補者を選定する。
- ・ なお、同点となった場合は、選定委員会において協議の上、受託候補者を選定する。
- ・ 参加者が1者の場合でも審査を行い、町の求める水準を満たした場合は受託候補者として選定する。

(2) 失格等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ・ 見積価格が上限額を超えている場合
- ・ 提出書類が不足している場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・ その他、本実施要領に違反している場合

9 審査（プレゼンテーション）の実施

- | | |
|----------|---|
| (1) 日 時 | 令和8年7月10日（金）午後 |
| (2) 会 場 | 海田町役場 3階大会議室 |
| (3) 実施時間 | 説明10分 質疑応答10分 計20分以内 |
| (4) 出席者 | 出席者は、3名以内とし、本業務の主担当者を必ず出席させること。また、プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とする。 |
| (5) 実施順 | 企画提案書の受付順とする。 |
| (6) 方 法 | パワーポイント等によるプレゼンテーションとする。スクリーン及びプロジェクターは町において用意するが、ノートパソコン等その他必要な物は参加者が用意すること。 |
| (7) 資 料 | 事前に提出した企画提案書とする。 |

10 審査結果

- | | |
|-----------|--|
| (1) 通 知 | 令和8年7月15日（水）【予定】 業者決定後、申込者全員に通知する。 |
| (2) 通知内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託候補者の名称及び点数 ・ 次点候補者の名称及び点数 ・ 参加事業者数 |
| (3) そ の 他 | <p>選定されなかった参加者は、通知の日から起算して7日以内に書面により町長に対して選定されなかった理由について説明を求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付場所 こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ ・ 受付時間 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで ・ 提出方法 持参又は郵送 ・ 回 答 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。 |

1.1 契約等

(1) 業務委託契約

本業務の受託候補者として選定された者より改めて見積書を徴収し、当該見積金額が予定価格の範囲内にある場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

なお、受託候補者が参加申込書の提出があった日から契約の締結までの間に、本要領に定める参加資格を有しなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、受託候補者との契約は行わず、次点候補者と上記の手続きにより契約する。

(2) 業務委託内容

契約に係る業務は別途仕様書（案）に定める内容を標準とする。なお、契約締結の際にはプロポーザルの内容に即して仕様書の内容を確定する。

1.2 その他

- (1) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、町は提案者と協議の上、提案書の内容を使用することができる。
- (2) 提出された提案書は、原則として情報公開の対象になる。ただし、提案者の正当な利益が害する恐れがあると町が認めた個所については、非公開の対象とする。
- (3) 本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は、企画提案書に記載された内容を反映し、発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 受託者として契約を締結する者が、海田町の競争入札参加資格の認定を受けていない者である場合は、契約締結後、海田町の競争入札参加資格審査追加申請の手続きを行うものとする。

1.3 問い合わせ先

こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザ

〒736-0052 広島県安芸郡海田町南つくも町11番16号

電話 082-824-1225 FAX 082-824-1246

E-mail himapla@town.kaita.lg.jp

担当 中村